

<参考資料>

- 1 技術評価項目配点表
- 2 型式別工事成績平均点（R6 年度案件、R7.2 末時点）
- 3 札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱
- 4 総合評価落札方式の本格実施について（概要）

総合評価落札方式(人材確保・育成型)技術評価項目配点表

工事名:

評価項目	必須○ 任意△	評価区分	配点
1 企業の評価 ※JVを結成して入札に参加する者は、各項目の得点を出資割合で按分する。			
(1) 新規学卒者又は満35歳未満の中途採用者の雇用状況	○	①過去3年間に新規学卒者の雇用有り ②過去5年間に新規学卒者又は過去3年間に満35歳未満の中途採用者の雇用有り ③過去5年間に満35歳未満の中途採用者の雇用有り ④その他	①3.0 ②2.0 ③1.0 ④0.0
(2) 資格保有者の育成状況	△	①満30歳未満の一級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、雇用期間が3年以上 ②満30歳未満の二級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、雇用期間が3年以上 ③満35歳未満の一級又は二級の資格保有者(配置予定技術者を除く。)の雇用が有り、雇用期間が3年以上 ④その他	①2.0 ②1.0 ③0.5 ④0.0
(3) 若手・女性技術者の育成状況	△	①配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、雇用期間が3年以上 ②その他	①2.0 ②0.0
(4) 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の取得状況	△	①札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証ステップ3 ② " ステップ2 ③ " ステップ1 ④無し	①1.5 ②1.0 ③0.5 ④0.0
(5) 正社員の奨学金返還の支援状況	△	①次のいずれかに該当 ア 奨学金返還に係る金銭的な支援の実績有り イ 奨学金返還に係る金銭的な支援を行う旨の社内規定を策定・保持している。 ウ 「さっぽろ圏奨学金返還支援補助金交付要綱」に基づく認定を受けている。 エ 独立行政法人日本学生支援機構のホームページの「企業の奨学金返還支援(代理返還)制度」に登録されている。 ②無し	①0.5 ②0.0
2 配置予定技術者の評価 ※JVを結成して入札に参加する者は、各項目(5)は除く)の得点を出資割合で按分する。			
(1) 継続教育(CPD)の取組状況	△	①各団体で指定する推奨単位以上の取得有り ②各団体で指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0
(2) 若手技術者の活用状況	○	①配置予定技術者が満30歳未満 ② " 満30歳以上35歳未満 ③ " 満35歳以上40歳未満 ④ " 満40歳以上	①4.0 ②2.0 ③0.5 ④0.0
(3) 女性技術者の活用状況	△	①配置予定技術者が女性である。 ② " 女性ではない。	①2.0 ②0.0
(4) 若手・女性技術者の資格保有状況	△	①配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、一級 ② " 二級 ③その他	①3.0 ②2.0 ③0.0
(5) 若手・女性技術者の現場代理人としての従事経験	△	①配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、本工事と同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り ②配置予定技術者が満40歳未満又は女性であり、公共工事の現場代理人経験有り ③その他	①2.0 ②1.0 ③0.0
合計			21.00

令和6年度に人材確保・育成型を発注した工種・等級における、型式別工事成績平均点（R7.2末時点）

土木工種 ※水道局は除く

等級	型式	発注件数	うち、R7.2末までにしゅん功した工事件数	しゅん功工事の工事成績平均点
A1	実績評価Ⅰ	7	3	89.00
	実績評価Ⅱ	1	1	78.00
	人材確保・育成	5	4	84.25
	一般競争入札	46	26	84.54
	合計	59	34	84.71
A2	実績評価Ⅱ	5	3	83.67
	人材確保・育成	4	3	80.33
	地域貢献Ⅰ	2	2	78.50
	一般競争入札	32	24	78.67
	合計	43	32	79.28

舗装工種

等級	型式	発注件数	うち、R7.2末までにしゅん功した工事件数	しゅん功工事の工事成績平均点
A	実績評価Ⅰ	1	1	83.00
	人材確保・育成	2	2	83.00
	地域貢献Ⅰ	2	2	84.00
	一括審査Ⅰ	22	22	80.36
	一般競争入札	50	50	79.50
	合計	77	77	80.00

下水道工種

等級	型式	発注件数	うち、R7.2末までにしゅん功した工事件数	しゅん功工事の工事成績平均点
A1	実績評価Ⅰ	3	0	-
	人材確保・育成	2	2	80.50
	地域貢献Ⅰ	2	1	82.00
	一般競争入札	11	5	80.00
	合計	18	8	80.38
A2	実績評価Ⅱ	3	3	79.67
	人材確保・育成	2	2	83.00
	地域貢献Ⅰ	2	1	81.00
	地域貢献Ⅱ	1	1	81.00
	一般競争入札	18	14	78.86
	合計	26	21	79.57

造園工種

等級	型式	発注件数	うち、R7.2末までにしゅん功した工事件数	しゅん功工事の工事成績平均点
A	実績評価Ⅰ	5	4	79.75
	実績評価Ⅱ	5	5	78.00
	人材確保・育成	1	1	77.00
	地域貢献Ⅰ	5	5	78.60
	一括審査Ⅱ	2	2	75.50
	一般競争入札	22	21	76.05
	合計	40	38	77.03

札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱

令和5年12月1日税務・契約管理担当局長決裁

令和6年11月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市が発注する工事等（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成17年3月29日財政局理事決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 各工種の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (4) 各工種の工事のうち、主として入札者の人材確保、育成等の取組と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (5) 各工種の工事のうち、主として入札者の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (6) 測量業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (7) 設計業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 計画審査型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 実績評価Ⅰ型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型 前条第3号の工事に該当する場合
- (4) 人材確保・育成型 前条第4号の工事に該当する場合
- (5) 地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型 前条第5号の工事に該当する場合
- (6) 測量業務型及び一括審査測量業務型 前条第6号の委託業務に該当する場合
- (7) 設計業務型及び一括審査設計業務型 前条第7号の委託業務に該当する場合

2 総合評価落札方式で定める評価の方法については、次の各号に掲げる型式に応じて、当該各号に定める「落札者決定基準」によるものとする。

(1) 前項第1号から第5号に定める型式 別記1-1

(2) 前項第6号から第7号に定める型式 別記1-2

3 札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成21年3月25日副市長決裁）に基づき設置する札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）において必要と認める場合は、前項各号の規定にかかわらず、適用する総合評価落札方式の型式を選定することができる。

（入札手続）

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争要綱に基づく一般競争入札の取扱いによるものとする。

（公開する事項）

第5条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争要綱第4条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。

(3) 落札者の決定方法

(4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。

(5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

（入札説明書）

第6条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者に対しては、別記2「標準入札説明書例」により作成した入札説明書を交付するものとする。

（評価基準の決定）

第7条 第5条の規定により公開する事項のうち、総合評価の評価基準に関する事項の決定については、財政局管財部長が、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1-1により聴取し、その結果を審査委員会に提出し、審査委員会の議を経て行うものとする。

2 総合評価の評価基準に関する事項を定める場合には、技術審査会設置要領（平成5年8月12日建設局管理部長決裁）に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を活用するものとする。

（入札の参加申請）

第8条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争要綱第9条各号に掲げる書類のほか、入札説明書において次の各号に掲げる書類の提出を求められた場合は、当該書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第6号から第8号までの書類について、申告する評価区分によって提出不要となる場合はこの限りではない。

(1) 施工計画に係る技術的所見（様式2）

(2) 工程表（様式3）

(3) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式4）

(4) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式5）

(5) 技術評価申告事項（様式6）

(6) 評価項目に関する申告書（様式11）

(7) 活動実績申告書（様式14）

(8) 協力雇用主登録状況申告書（様式17）

2 前項に規定する書類は、別記4-1に定める審査方式（以下、「簡易確認方式」という。）を適用する工事等については、審査対象者のみが提出するものとする。

（技術評価点の決定）

第9条 技術評価点については、必要な審査等に技術審査会を活用し、審査委員会がこれを決定する。ただし、札幌市工事等低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第21条第1項において読み替えて準用する同要領第9条の規定により失格とした者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点を算出しないものとする。

2 簡易確認方式において審査対象者とならなかった入札者については、当該入札者が自ら申告した得点に基づき技術評価点を決定する。

（落札予定者の決定）

第10条 総合評価落札方式による入札の執行は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 次の要件を全て満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札説明書に示す、技術評価に関する資料を全て提出していること。

ウ 総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回らないこと。

エ 簡易確認方式においては、審査対象者となった者であること。

(2) 総合評価点の最も高い者が複数いる場合は、くじにより落札予定者を決定する。

（落札者の決定）

第11条 落札者の決定は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 第7条第1項に定める学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、入札執行後、財政局管財部長は、落札予定者を当該入札の落札者と決定することについて、2名以上の学識経験を有する者の意見を、様式7-1により聴取するものとする。

(2) 前号の場合、落札者の決定は、前号の聴取結果に基づき財政局管財部長が行うものとする。

(3) 前2号に該当しない場合、財政局管財部長は、第10条の規定による落札予定者をもって落札者と決定するものとする。

(4) 落札者の決定を行った場合は、当該落札者に対し、様式8により落札決定の通知を行うものとする。

（入札結果の公表及び疑義の照会等）

第12条 前条により落札者が決定した場合は、様式7-2により公表を行うものとする。

2 入札者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果通知日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価点について様式9により疑義の照会ができるものとする。

3 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札結果通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対し、非落札理由について様式12により説明を求めることができる。

4 第2項又は前項の照会があった場合、審査委員会にて審議を行い、第2項の照会にあつては様式10により、前項の照会にあつては様式13により回答するものとする。また、照会に対する回答に当たっ

ては、技術審査会を活用するものとする。

- 5 簡易確認方式においては、審査対象者以外の者の技術評価点について、入札者が自ら申告した得点に基づき算出した点数である旨を付記するものとする。

(しゅん功時の調査)

第 13 条 本工事が別紙 1 に定める評価項目について得点を得た工事である場合、財政局工事管理室長は、当該工事について別紙 1 に定めるしゅん功時の調査を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第 14 条 入札者から提出された資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、市長は、契約の解除あるいは札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第 15 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、原則として公表しないものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局管財部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。
- 3 別記 1-1 「落札者決定基準（工事）」 2(3)カ「「企業の評価」の「過去 5 年間の本市工事被表彰回数」に係る評価においては、令和 5 年度以前に受けた表彰を評価対象とする場合、経過措置として、「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」（平成 18 年 3 月 29 日財政局理事決裁、令和 5 年 12 月 1 日廃止）において従前評価対象としていた「札幌市下水道河川局工事安全管理優秀業者表彰」、「札幌市下水道河川局所管工事優秀施工業者及び業務安全管理優秀業者表彰」における工事以外の表彰及び「優良指定給水装置工事事業者表彰」についても評価対象とする。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。

総合評価落札方式の本格実施について（概要）

平成18年度から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づき試行導入した総合評価落札方式については、これまで型式の多様化や評価項目・配点の調整など継続的に制度の見直しや改善を行ってきたところです。この度、これまでの試行の結果を踏まえ、公共工事の品質確保やダンピング対策の強化等の視点から制度の更なる改善を図ることとし、これを以て総合評価落札方式の本格実施を行うことといたしました。工事等に係る総合評価落札方式を改正し、令和6年度の早期発注工事等から、以下のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

ダンピング対策の強化について

■ 総合評価点の算出方法の変更

以下のとおり、総合評価点の算出方法を変更します。

【現行】一般的な除算方式を採用

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

※入札価格が調査基準価格を下回った場合は、算式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて総合評価点を算出する。

なお、設計業務において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、以下の算式により総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 10,000,000$$

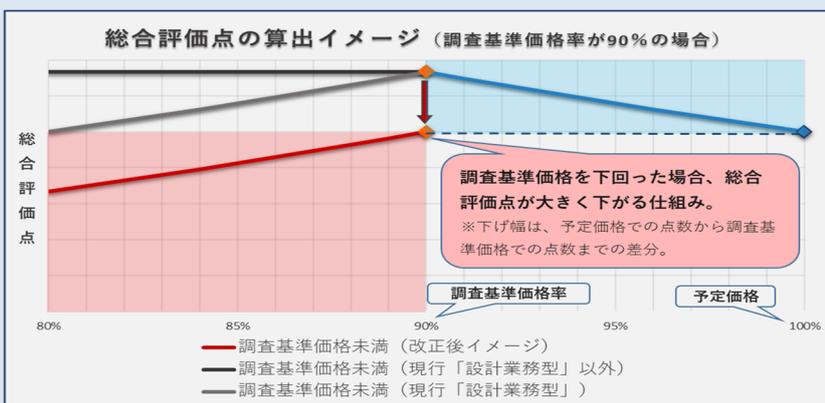
【本格実施後】札幌市独自の計算方式を採用（全工種・業種共通）

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、以下の算式により総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点} = \left\{ \left(\frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \right) - \left(\frac{\text{技術評価点}(1 - \text{調査基準価格率})}{\text{調査基準価格}} \right) \right\} \times 10,000,000$$

※調査基準価格率＝調査基準価格÷予定価格



※調査基準価格を下回った場合に総合評価点が大きく下がる仕組みとし、ダンピング対策の強化を図ります。

工事等の品質確保について

■無段階インセンティブ方式の採用（3つの成績評価項目を対象）

以下のとおり、工事等成績点が上昇するほど配点が高くなるような計算式を採用します。

例) 企業の工事成績の平均点の場合

$$\text{評価点} = (\text{「5年間の工事等成績評定の平均点」等})^4 / 5,000,000$$

※企業の工事等成績の平均点を無段階インセンティブ方式の計算式にあてはめる際に、小数点以下を切り捨てとします。例として、工事等成績の平均点が80.01点から80.99点までの場合は小数点以下切り捨てで、いずれも80点となり同一の点数となります。

※評価点の小数点第3位以下を切り捨てとします。

例1) 実績評価I型（土木A1） 「企業の工事成績の平均点」の場合

区分	成績点	現 行	改正後
A	88点	2.8点	11.99点
B	87点	2.5点	11.45点
C	86点	1.9点	10.94点
D	84点	1.3点	9.95点
E	82点	0.7点	9.04点

【現行】

工事成績の平均点（基準点）に応じて、A～E区分のいずれかの配点を評価点とする。E区分の基準点に満たない場合は0点。

【本格実施後】

計算例) 工事成績の平均点が88点の場合

$$\text{評価点} = 88^4 / 5,000,000 = 11.9939 \dots \approx 11.99$$

(小数点第3位切捨て)

例2) 地域貢献I型（舗装B） 「企業の工事成績の平均点」の場合

区分	成績点	現 行	改正後
A	79点	2.2点	7.79点
B	78点	2.0点	7.40点
C	77点	1.6点	7.03点
D	76点	1.2点	6.67点
E	75点	0.8点	6.32点

【現行】

工事成績の平均点（基準点）に応じて、A～E区分のいずれかの配点を評価点とする。E区分の基準点に満たない場合は0点。

【本格実施後】

計算例) 工事成績の平均点が78点の場合

$$\text{評価点} = 78^4 / 5,000,000 = 7.403 \dots \approx 7.40$$

(小数点第3位切捨て)

例3) 測量型（測量A） 「企業の業務成績の平均点」の場合

区分	成績点	現 行	改正後
	78点	3.12点	7.40点
	77点	3.08点	7.03点
	76点	3.04点	6.67点
	75点	3.00点	6.32点
	70点	2.80点	4.80点

【現行】

業務成績の平均点が70点に満たない場合は0点。

計算例) 業務成績の平均点が76点の場合

$$\text{評価点} = \text{業務成績の平均点} / 25 = 76 / 25 = 3.04$$

(小数点第3位切捨て)

【本格実施後】

計算例) 業務成績の平均点が76点の場合

$$\text{評価点} = 76^4 / 5,000,000 = 6.672 \dots \approx 6.67$$

(小数点第3位切捨て)

■ 成績評価項目に係る配点の見直し

以下のとおり、3つの成績評価項目の配点を見直します。

評価項目：「提出された工事（業務）実績の成績点」、「企業の工事（業務）成績の平均点」
「過去の従事工事（業務）における成績点」

【現行】

評価項目			概要（工事等）	工事（配点）			測量（配点）	設計（配点）
				計画審査 実績評価Ⅰ	人材 育成	その他		
企業の評価	提出された工事等の成績点	任意	「提出された工事等の成績点」、「企業の工事等成績の平均点」「過去の従事工事等の成績点」を基準に、工種（業種）・等級別に上位10%、20%、35%、50%、70%、70%未満の6段階（A～E、その他）に区分し、評価する。	2.6点	—	2.1点	4.0点	
	企業の工事等成績の平均点	任意		2.8点	—	2.2点	4.0点	
配置予定技術者の評価	過去の従事工事等の成績点	任意		2.7点	—	—	—	2.0点



【本格実施後】

工事の6段階（A～E、その他）の評価区分を廃止

評価項目			概要（工事等）	工事（配点）			測量（配点）	設計（配点）
				計画審査 実績評価Ⅰ	人材確保・ 育成	その他		
企業の評価	提出された工事等の成績点	任意	工事の6段階（A～E、その他）の評価区分を廃止し、無段階評価とし、「提出された工事等の成績点」、「企業の工事等成績の平均点」「過去の従事工事等の成績点」を基準に、無段階インセンティブにより評価する。	15点	—	10点		
	企業の工事等成績の平均点	必須		15点	—	10点		
配置予定技術者の評価	過去の従事工事等の成績点	任意		15点	—	—	—	10点

※人材確保・育成型を除く全ての型式において工事等の成績点を評価する項目を設定します。

※提出された工事等の成績点、参加者の過去5年間の工事等成績評定の平均点、過去の従事工事等の成績点を基準として無段階インセンティブ方式の採用により、評価点を算出します。

※成績に係る評価項目の配点について、計画審査型及び実績評価Ⅰ型は15点、それ以外の型式は10点となります。

■加算点の型式別最高点の変更

以下のとおり、加算点の型式別最高点を変更します。

※加算点を引き上げることにより、技術評価点の価値を高めます。

(現行) 型式別最高点 (20点、15点、10点)

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + 100 \text{点}$$

$$\text{加算点} = \frac{\text{申請者の得点}}{\text{評価項目の配点合計}} \times 20 \text{点 (15点、10点)}$$

型式別最高点： 計画審査型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20点
 実績評価Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅰ型、業務・・・・・・・・・・15点
 人材育成型、地域貢献Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅱ型・・・・10点



(本格実施後) 型式別最高点 (60点、45点、30点、20点)

$$\text{技術評価点} = \text{加算点} + 100 \text{点}$$

$$\text{加算点} = \frac{\text{申請者の得点}}{\text{評価項目の配点合計}} \times 60 \text{点 (45点、30点、20点)}$$

型式別最高点： 計画審査型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60点
 実績評価Ⅰ型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45点
 実績評価Ⅱ型、一括審査Ⅰ型、業務・・・・・・・・・・30点
 人材確保・育成型、地域貢献Ⅰ・Ⅱ型、一括審査Ⅱ型・20点

その他の見直しについて

■型式の名称変更

以下の型式の名称を変更します。

(現行)「人材育成型」 → (本格実施後) 人材**確保**・育成型

※将来の担い手の確保・育成のため、育成だけでなく「人材の確保」も重視します。

■評価項目の新設

以下の評価項目を新設します。

新設する評価項目	型式	備考
正社員の奨学金返還の支援状況	人材確保・育成	雇用環境への取組として、正社員の奨学金返還の支援に取り組む企業を評価することとし、配点(0.5点)を設定。

■ 評価項目の追加

以下の評価項目を追加します。

追加する評価項目	型 式	備 考
ISO9001又はサッポロQMSの取得状況	地域貢献Ⅰ・Ⅱ 一括審査Ⅱ	工事の品質確保や技術力の評価に資する評価項目であるため追加し、配点(1.0点)を設定。
継続教育(CPD)の取組状況	人材確保・育成	人材育成に資する評価項目であるため追加し、配点(1.0点)を設定。

■ 評価項目の変更

以下の評価項目を変更します。

変更する評価項目	型 式	備 考
継続教育(CPD)の取組状況	一括審査測量業務 一括審査設計業務	「任意項目」から「必須項目」に変更。
過去5年間の本市工事被表彰回数	計画審査 実績評価Ⅰ・Ⅱ	成績点を評価の基本とする表彰のみを加点対象とし、それ以外の表彰は加点対象としない。ただし、令和5年度以前に受けた表彰については経過措置あり。
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況	人材確保・育成	評価区分の内容から常時雇用する労働者数の条件を削除し、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証のステップのみで評価。

■ 総合評価落札方式における「簡易確認方式」の本格実施について

工事及び測量における総合評価落札方式のこれまでの試行の結果を踏まえ、事前審査型を前提とする計画審査型を除く全ての型式において、原則として「簡易確認方式」を採用する運用とします。

■ 設計業務における総合評価落札方式の本格実施について

今回の本格実施にあたり、これまで試行的に総合評価落札方式を導入していた設計業務型（設計業務型一括審査方式を含む）についても、簡易確認方式を採用する運用と併せて、本格的に導入することとします。

■ 適用年月日

令和6年度早期発注の工事等（令和5年12月以後に告示を行う工事等）から適用します。

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442